



定款・細則・諸規程

土浦ロータリークラブ

(2003.9.4)

本定款は国際ロータリー2001年規程審議会において改訂した標準ロータリークラブ定款に基づき2002年（平成14年）6月1日土浦ロータリークラブ臨時理事会、および6月14日臨時総会の承認を得て採用された。施行期日は2002年（平成14年）7月1日とする。

土浦ロータリー・クラブ定款

第1条

定 義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条

名 称

本会の名称は、土浦ロータリークラブとする。
（国際ロータリー加盟会員）

第3条

クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、土浦市とする。

第4条

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある：

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あしらめること；
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用

すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条

会 合

第1節 例会

(a) **日および時間**。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) **会合の変更**。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) **取消**。例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 **年次総会**。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、12月31日までに開催されなければならない。

第6条

会 員 身 分

第1節 **全般的資格条件**。本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 **種類**。本クラブの会員の種類は次の2

種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第2節に関する暫定規定 - 第6条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

2001年規程審議会は、会員の種類(シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員およびアディショナル正会員)を削除した制定案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規程による理由で会員身分を喪失することはないものとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。

第3節 正会員。 RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。 会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するかまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

第5節 二重会員。 同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

(a) **名誉会員の資格条件。** ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) **権利および特典。** 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもた

ないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利はある。

第7節 公職に就いている人。 一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員。 本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条

職業分類

第1節 一般規定

(a) **主な活動。** 各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。

(b) **是正または修正。** 理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限。 5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10

パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第2節に関する暫定規定 - 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

(本定款第6条第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

第8条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) 例会の前後14日間。本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1)他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
- (2)ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
- (3)RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下

に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること、または、

(4)他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合、または、

(5)理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること、または

(6)理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

(1)本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合、または、

(2)RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合、または、

(3)地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合、または、

(4)RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合、または、

(5)メイクアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合、または、

(6)理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

(c) 転勤による長期の欠席。会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブの例会に出席できる。

第2節 理由のある欠席。次のような場合、出

席規定の適用は免除されるものとする。

(a)理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(b)一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第3節 RI役員の欠席。会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第4節 出席の記録。本条2節(b)項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第9条

理事および役員

第1節 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によるみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員。クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則

の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第5節 役員

(a)**会長を除く役員**の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b)**会長の任期**。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18ヶ月以上2年以内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。

(c)**資格条件**。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。

第10条

入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第11条

会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

(a)**会員の資格条件**。会員が、会員の資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

(1)理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1ヶ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；

(2)理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件を引き続き満たしていなければならない；また

(3)自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1ヶ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b)再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

(c)名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結一会費不払

(a)手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費

が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結して差し支えない。

(b)復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結 - 欠席

(a)出席率。会員は、

(1)年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。

(2)年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができるものとする。

(b)連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第2節もしくは第3節に従う場合を除いては、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない会員に対し、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

(a)正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b)通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分

かっている最新の宛先に送付されなければならない。

- (c) **職業分類の充填。** 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第6節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

- (a) **通知。** 幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意志のあることを通告することができる。
- (b) **提訴に対する聴聞の期限。** 提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) **仲介。仲介が要求された場合、** 両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。
- (d) **提訴。** もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。
- (e) **裁定人または仲介人の決定。** もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第7節 理事会による最終決定。もしクラブに

対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会。 いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対する全ての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権 - その喪失。 いかなる理由によるにせよ、クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第12条

地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な課題。 地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止。 本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的課題の禁止

(a) **決議および見解。** 本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。

またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) **嘆願。** 本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して。 ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第13条

ロータリーの雑誌

第1節 購読指定。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規程の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6ヶ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料。購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第14条

綱領の受託と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第15条

仲 介

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

第16条

細 則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって単位

管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

第17条

解釈の仕方

「郵便」。「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条

改 正

第1節 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正。定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

本細則は国際ロータリー2001年規程審議会において改正した推奨ロータリー・クラブ細則に基づき2002年(平成14年)6月1日土浦ロータリークラブ臨時理事会、および6月14日臨時総会の承認を得て採用された。施行期日は2002年(平成14年)7月1日とする。

土浦ロータリー・クラブ細則

第1条

理事および役員選挙

第1節

役員を選出すべき会合の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、会計、および4名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は別に定める指名委員会規程による指名委員会の推薦に基づき理事会の同意を得て年次総会に於て、出席会員の2分の1以上の承認を得た会長、副会長、幹事、会計、および4名の理事がそれぞれ該当する役職に当たるものと宣言されるべきものとする。前記の方法によって定められた副会長はその後7月1日に始まる年度に会長エレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長エレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に会長に就任するものとする。

第2節

選出された役員および理事に直前会長を加えて、理事会を構成するものとする。年次総会によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から、会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。

第2条

理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員10名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された4名の理事、会長、副会長(会長エレクト)、幹事、会計、会場監督及び直前

会長である。

第3条

役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことをもって会長の任務とする。

第2節 副会長(会長エレクト)

副会長(会長エレクト)は理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第4節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管する全ての資金、計算帳簿、その他あら

ゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第5節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第4条 会 合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会日
に開催されるものとする。そしてこの年次総会
において次年度の役員及び理事の選出を行わな
ければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は木曜日12時30分
に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取
消はすべてクラブの会員全部に然るべく通
告されなければならない。本クラブの瑕
疵なき会員はすべて、名誉会員（または
土浦ロータリー・クラブ定款第8条第2
節(b)項の規定に基づき、本クラブ理
事会によって出席を免除された会員）を
除き、例会の当日、その出席または欠
席が記録され、その出席は、本クラブ
または他のロータリー・クラブにおい
て、その例会に充当された時間の少な
くとも60パーセント出席していたこと
が実証されるか、もしくは土浦ロー
タリー・クラブ定款第8条第1節の別
投の規程によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブ
の年次総会及び例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第一例会日に開催
されるものとする。臨時理事会は会長
がその必要ありと認めるとき、また
は理事会のメンバー2名の要求ある
とき、会長によって招集されるもの
とする。但しその場合然るべき予告
が行われなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数をもつて
理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は100,000円とし、入会承認
に先んじ納入すべきものとする。

第2節

会費は年額220,000円とし、各半年
ごとの各支払額のうち各会員のロー
タリアン誌の購読料に充当するとい
う諒解の下に、毎年3回7月1日、9
月1日および1月5日に納入すべき
ものとする。

(注：ロータリアン誌の購読料は年
間米価12ドルとする。)

第6条

採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事
を投票によって選挙する場合を除き、
口頭による採決をもって処理される
ものとする。

第7条

委員会

第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の
常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下
に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉
仕および国際奉仕について、必要と
考える特定分野を担当する委員会
を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委
員会、社会奉仕委員会および国際
奉仕委員会は、それぞれ会長が理
事の中から任命する委員長および
少なくとも2名以上の他の委員から
成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員
会の委員となるものとし、その資
格において委員会に付随するあらゆる
特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本欄別によって付
託された職務およびさらにこれに加
えて会長または理事会が付託する
事項を処理すべきものとする。理事

会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

- (f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2ヶ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする：

出席委員会
クラブ会報委員会
親睦活動委員会
雑誌委員会
会員選考委員会
会員増強委員会
プログラム委員会
広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会

ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、副会長(会長エレクト)に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再

任するかまたは1名または数名の委員を2ヶ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：

新世代奉仕委員会
人間尊重委員会
環境保全委員会

第8条

委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

- (a) **出席委員会。**この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること - これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる - を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本

- クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務めるものとする。
- (b) **職業分類委員会**。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (c) **クラブ会報委員会**。この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。
- (d) **親睦活動委員会**。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (e) **雑誌委員会**。この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；ニュース資料と写真を雑誌 編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。
- (f) **会員選考委員会**。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (g) **会員増強委員会**。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (h) **プログラム委員会**。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) **広報委員会**。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。
- (j) **ロータリー情報委員会**。この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする；

- (a) **新世代奉仕委員会**。この委員会は青少年に対する健康、円満な教育、精神的資質の向上並びに職業上の健全なる遂行等次代を担う者としての自覚をうながすための計画をなし、それを育成指導をなすものとする。なお、ローターアクトクラブの活動、計画、方策等につ

いて指導し監督するものとする。

(b) **人間尊重委員会**。この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。

(c) **環境保全委員会**。この委員会は、本クラブの会員一人一人が環境への理解を深め、この理解に基づき、地域の環境状態を向上させる活動を行なうものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) **ロータリー財団委員会**。この委員会は、博愛、慈善、教育または救恤等確実でかつ効果的な企画によって各国の国民間に理解と友好関係を増進するため積極的に参加し活動するものとする。

(b) **米山奨学委員会**。この委員会は、米山奨学会がいかに国際理解と有効に寄与し、且つ青少年学徒の教化育成に協力し親しく接触しその運動の推進に努めるものとする。

(c) **大塚奨学委員会**。この委員会は土浦ロータリー大塚記念奨学会の目的に協力し、留学生に親しく接触しその運動の推進に努めるものとする。

第9条

出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

第10条

財 務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士ま

たは他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第11条

会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説

明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名及び本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第12条 決 議

事のいかに問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第13条 議事の順序

開会宣言
来訪ロータリアンの紹介
来信および告示事項
委員会報告（もしあれば）
審議未終了議事
新規議事

閉会

第14条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

第5条の入会金及び年会費については1993年（平成5年）6月25日の臨時総会にて承認され平成5年7月1日より施行する。

第7条第3節(c)および第8節第3節(c)の環境保全委員会は2001年（平成13年）3月16日の臨時総会で設置承認された。

本規程は2002年(平成14年)6月1日土浦ロータリークラブ臨時理事会および6月14日臨時総会の承認を得て第4条(2)付則(3)を土浦ロータリークラブ定款変更に伴い改正した。

土浦ロータリークラブ指名委員会規程

第1条

名 称

この委員会の名称は、土浦ロータリー指名委員会(以下「指名委員会」という)とする。

第2条

目 的

指名委員会は、土浦ロータリークラブの会長、副会長(会長エレクト)、幹事、会計および4名の理事の選出をなすことを目的とする。

第3条

構 成

指名委員会は、7名の委員を以て構成し、毎年9月第1例会に設置するものとする。

第4条

委員の資格

- (1)会長および副会長(会長エレクト)は指名委員会の委員となる。
- (2)当クラブに引続き5年以上在籍する正会員は指名委員会の委員となる資格を有する。

第5条

委員の選出および任命

- (1)前条第2項による委員の選出は会長が行い、理事会の承認を得て会員に通知するものとする。但し2名は元会長より選出することを要する。
- (2)委員に欠員が生じた場合は、会長または副会長(会長エレクト)は速やかにその補充をなすものとする。

第6条

委員の任期

指名委員の任期は、毎年9月1日より翌年6月30日までとする。但し任期の中途に選ばれた委員

の任期は前任者の残存期間とする。

第7条

任 務

指名委員会は、翌年度または翌々年度の会長、副会長(会長エレクト)、幹事、会計および理事として最適なものを選出することを任務とする。

第8条

委員長・副委員長

- (1)指名委員会の委員長には会長が、副委員長には副会長(会長エレクト)が当たる。
- (2)委員長は会を運営し、会を統括する。
- (3)委員長は会議を招集し、その議長を勤める。
- (4)副会長は委員長に事故があった場合または委員長が欠けた場合、その職務を代行する。

第9条

委員会会議

- (1)指名委員会の会議は、会長が必要と認めた場合随時開催する。但し少なくとも年2回開催しなければならない。
- (2)指名委員会の会議は委員5名を以て定足数とする。
- (3)会長、副会長(会長エレクト)、幹事、会計および理事の選出については委員5名以上の賛成を必要とする。

第10条

会 計

指名委員会の会計は9月1日より6月30日までとし、その経費はクラブの経費でまかなう。

第11条

細 則

この規程の運営等に関する細則は別に理事会の承認を得て会長がこれを定める。

付 則

施行期日

(1)この規程は平成 8 年 9 月 1 日より施行する。

改 廃

(2)この規程はクラブ例会に於て、会長または出席会員の 3 分の 1 以上によって提案せられ、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により採択されなければ改正または廃止することができない。

(3)この規程に記載の会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計および理事並びに会員はクラブ内の瑕疵ない正会員であることを要する。

土浦ロータリークラブ慶弔に関する内規

慶弔に関する内規は、会員または其の家族の見舞金について基準を定めるが、慶事に際しては原則として理事会に諮った上贈呈するものとする。見舞金の分類は、次の分類による。

(1) 会員死亡弔慰金

会員が死亡した場合は、次の弔慰金を贈る。
香典 20,000円
生花 1基
(またはこれに準ずるもの)

(2) 家族死亡弔慰金

イ 配偶者 香典10,000円
生花 1基
(またはこれに準ずるもの)
ロ 会員の父母 香典10,000円
生花 1基
(またはこれに準ずるもの)

(3) 傷病見舞金

会員が傷病のため引き続き3週間以上病床にある場合は、次の見舞金を贈る。
10,000円以上 または 相当品

(4) 災害見舞金

会員の居住する家屋が天災地変其の他不慮の災害を蒙った場合は、次の災害見舞金を贈る。
10,000円以上(被害状況により理事会が決定する)
以上の見舞金に対する返礼は不要とする。

本内規は昭和59年1月6日より実施するものとする。(昭和59年1月6日理事会承認)

付 則 弔事に際し、会員及び配偶者並びに会員の父母の死亡の時のみ事務局より全会員に通知を行なう。
(昭和59年4月6日理事会決定)
(平成14年6月1日理事にて一部改正)

旅費に関する内規

ロータリーに関する各会合に出席する旅費を次の通りとする。

(1) 支給

地区大会、地区協議会、会長幹事会、委員長会議、式典、その他義務出席と認められた会員に支給する。

(2) 謝礼は次の様に支給する。

(同方向へ行く場合は同乗する事)
茨城県内(第7分区) 無償
" (第7分区以外) 3,000円
県 外 5,000円
なお、車利用の場合高速道路料金(領収書添付)についても相応に支給する。
(平成8年1月5日理事会決定)
(平成14年6月11日理事会にて一部改正)

入会金に関する内規

同一法人・事業所内での転勤、その他の理由で会員が変更する場合、入会金は下記の通りとする。

(1) 前任者が退会后1年以内に、その後任者が入会する時は、入会金は10,000円とする。

(2) 前項同様に1年以上5年以内に入会の場合は50,000円とする。

2003年9月4日(木)臨時総会に於いて、以上の2項を決定致しました。

入会金現行150,000円を100,000円に変更

第5条 入会金及び会費の第1節

2000年(平成12年)6月30日の臨時総会で承認され、平成12年7月1日より施行する。